

諮問案件グループ分け①

議案第1号

札幌圏都市計画公園の変更

5・5・10 藻岩山公園（廃止）

札幌市建設局みどりの推進部

説明内容

- 1 藻岩山公園の概要
- 2 長期未着手公園の見直しの検証
- 3 都市計画変更の内容
- 4 法縦覧の結果
- 5 今後の予定

説明内容

- 1 藻岩山公園の概要
- 2 長期未着手公園の見直しの検証
- 3 都市計画変更の内容
- 4 法縦覧の結果
- 5 今後の予定

1 藻岩山公園の概要

■公園名

5・5・10号 藻岩山公園

■種別

総合公園

■位置

札幌市南区北ノ沢

※計画区域の全域が市街化調整区域

■計画面積

31.0ha

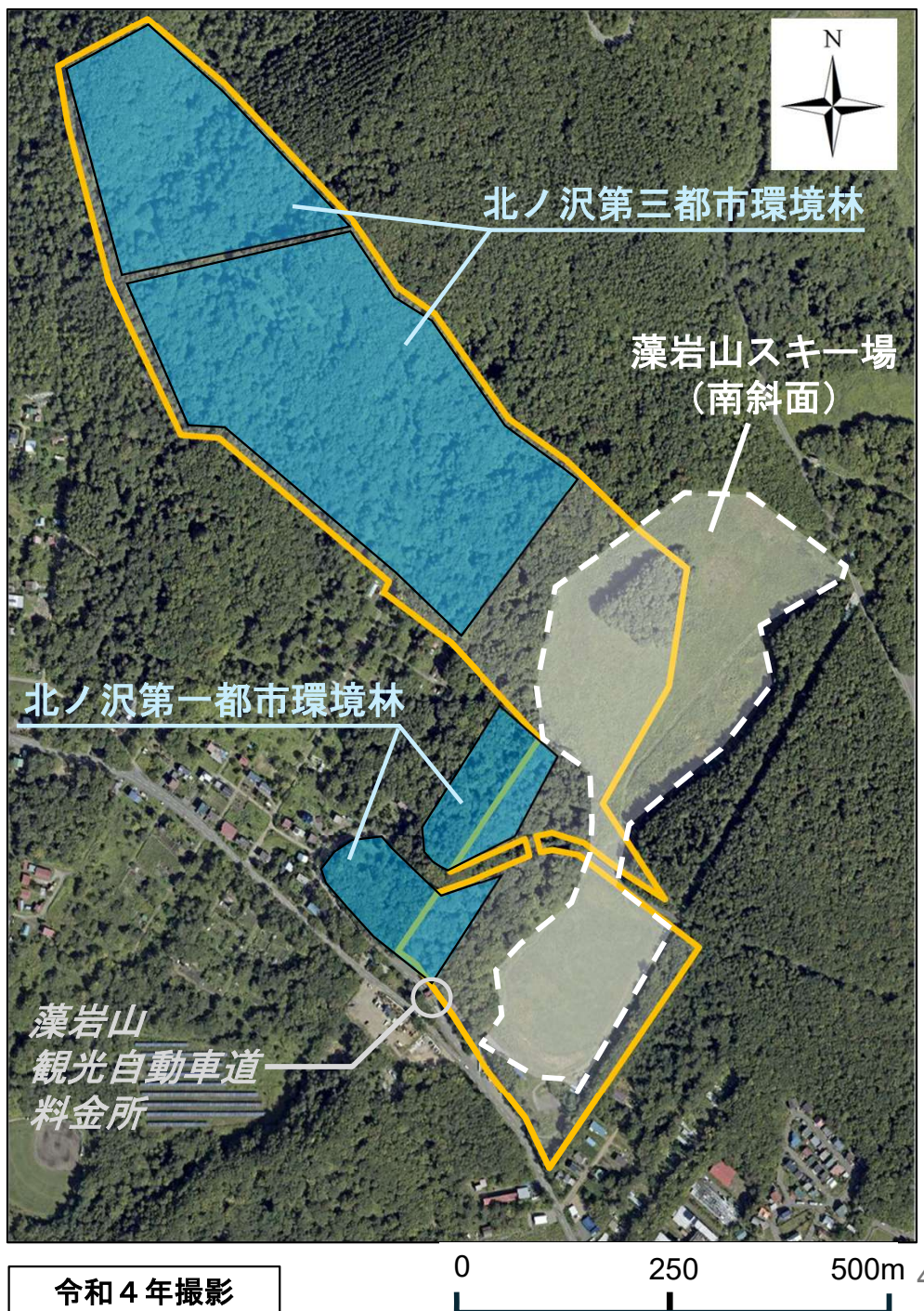
■都市計画決定日

昭和59年3月22日

[都市環境林]

都市近郊林の保全・活用を目的として、主に市街化調整区域の民有林を公有化した樹林地

札幌市都市環境林等事業実施要綱に基づき運用



1 藻岩山公園の概要

◆これまでの経緯

年	事柄
昭和35年 (1960年)	札幌藻岩山スキー場の営業開始
	多くの市民に利用されていたが、夏季の利用がなくなるため、 <u>通年での活用方法を模索</u> ⇒ <u>レクリエーションに関する市民ニーズへの対応</u> を目指し、斜面地を活用した総合公園を検討
昭和59年 (1984年)	藻岩山公園 都市計画決定
	諸課題に対する調査や関係者協議を進めたが、解決に至らず。 その後、各区には総合公園が配置されていった。
平成18年 (2006年)	公園予定地の樹林地を都市環境林として保全する方針を決定
令和6年 (2024年)	藻岩山スキー場を一体的に管理運営する新たな事業者を公募・選定
令和7年 (2025年)	藻岩山スキー場が新たな運営体制へ移行 ⇒運営方針の一つとして、 <u>グリーンシーズンを積極活用し、1年を通して市民・観光客に愛される魅力的な場所を目指す</u> ことが掲げられた。

整備への諸課題

①多量の表面排水

公園予定地は、大半が傾斜地で沢地^(※)があり、公園を整備する場合、降雨・降雪時に多量の表面排水が発生する。

対応策として、貯留施設を整備し、排水量の調整による川への排水を検討したが、民有地の買収や排水管整備費用が大きな障壁となった。

②藻岩山観光自動車道による公園の分断

公園予定地を分断する形で通る観光自動車道は、有料の自動車専用道であり、公園利用者は基本的に横断できない。

対応策として、一部区間を廃止し、料金所を移設する必要があったが、関係者との協議がまとまらなかった。

※沢地：沢や沼のある、水分が多く湿った土地

説明内容

- 1 藻岩山公園の概要
- 2 長期未着手公園の見直しの検証**
- 3 都市計画変更の内容
- 4 法縦覧の結果
- 5 今後の予定

2 長期未着手公園の見直しの検証

◆見直しに関する考え方の背景

年	事柄	主体
平成23年 (2011年)	『都市計画運用指針』の改正 ⇒道路や公園を含む長期未着手の都市施設については、「 <u>見直しのガイドラインを定めるとともに、これに基づき（中略）見直しを行うことが望ましい</u> 」と明示され、長期未着手公園の都市計画の廃止に関する見解が示された。	国
平成29年 (2017年)	『長期未着手公園等に係る基本的な考え方』の策定 ⇒国の指針改正を踏まえ、北海道が見直しのガイドラインを策定し、 <u>見直しに向けた具体的な進め方</u> が示された。	北海道
令和2年 (2020年)	『第4次札幌市みどりの基本計画』の策定 ⇒今後は大規模公園を整備しないこと、都市環境林を適切に管理していくことなどの方向性を示した。	札幌市

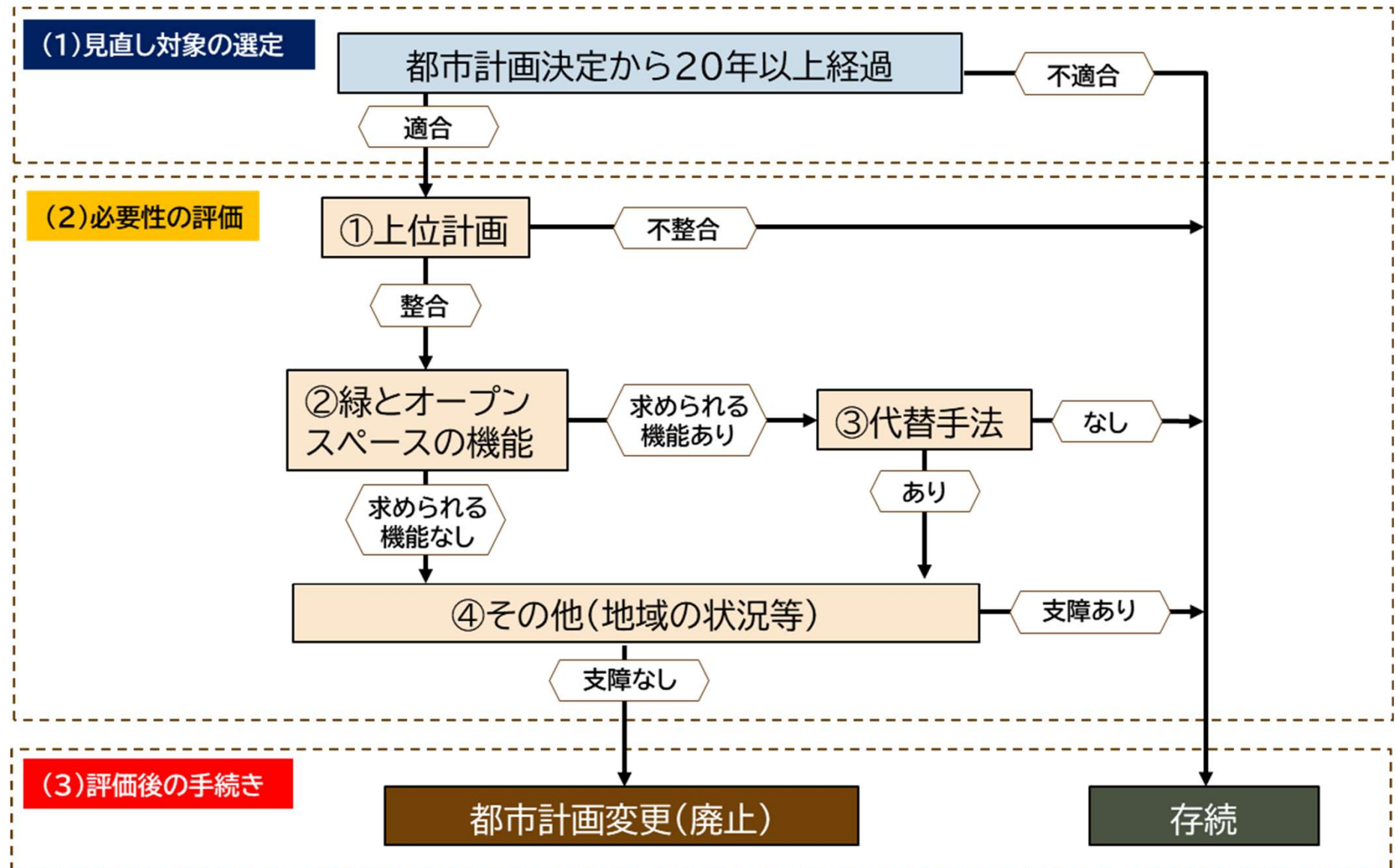


ここまでを踏まえて・・・

藻岩山公園は都市計画決定から40年以上が経過し、当時とは取り巻く状況が大きく異なることから、改めて整備の必要性を検証

2 長期未着手公園の見直しの検証

長期未着手公園の都市計画見直しフロー
(北海道「長期未着手公園等に係る基本的な考え方」を基に作成)



2 長期未着手公園の見直しの検証

①上位計画

見直し対象施設と上位計画との整合は取れているか
＜上位計画＞

- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 第2次札幌市都市計画マスタープラン
- 第4次札幌市みどりの基本計画

⇒人口減少社会等を見据えて長期未着手公園の整備を見直すこと、都市環境林として保全を図ること、総合公園を新規整備せず公園施設の総量を抑制することは計画に適合している。

整合が取れていることを確認

②緑とオープンスペースの機能

「都市計画決定時に求められていた機能」と「現在求められる機能」を明らかにし、周辺に供用又は供用見込みの公園がある場合は、それらで求められる機能が満足するか

⇒計画当時はレクリエーション機能の充足が求められたが、現在は各区に総合公園が配置され機能は充足。都市環境林による環境保全・景観形成も既に図られている。

機能が充足していることを確認

③代替手法

『②緑とオープンスペースの機能』において、「現在求められる機能」があると判断した場合のみ検証

ないと判断したため④へ

④その他（地域の状況等）

地域からの整備要望の有無や合意形成、他の都市計画や関係法令に支障がないか

⇒地域から整備要望なし。地域説明会で都市計画変更に係る反対意見なし。他の都市計画や関係法令に支障なし。

支障がないことを確認

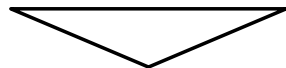
【検証結果】藻岩山公園の都市計画変更（廃止）に支障なし

説明内容

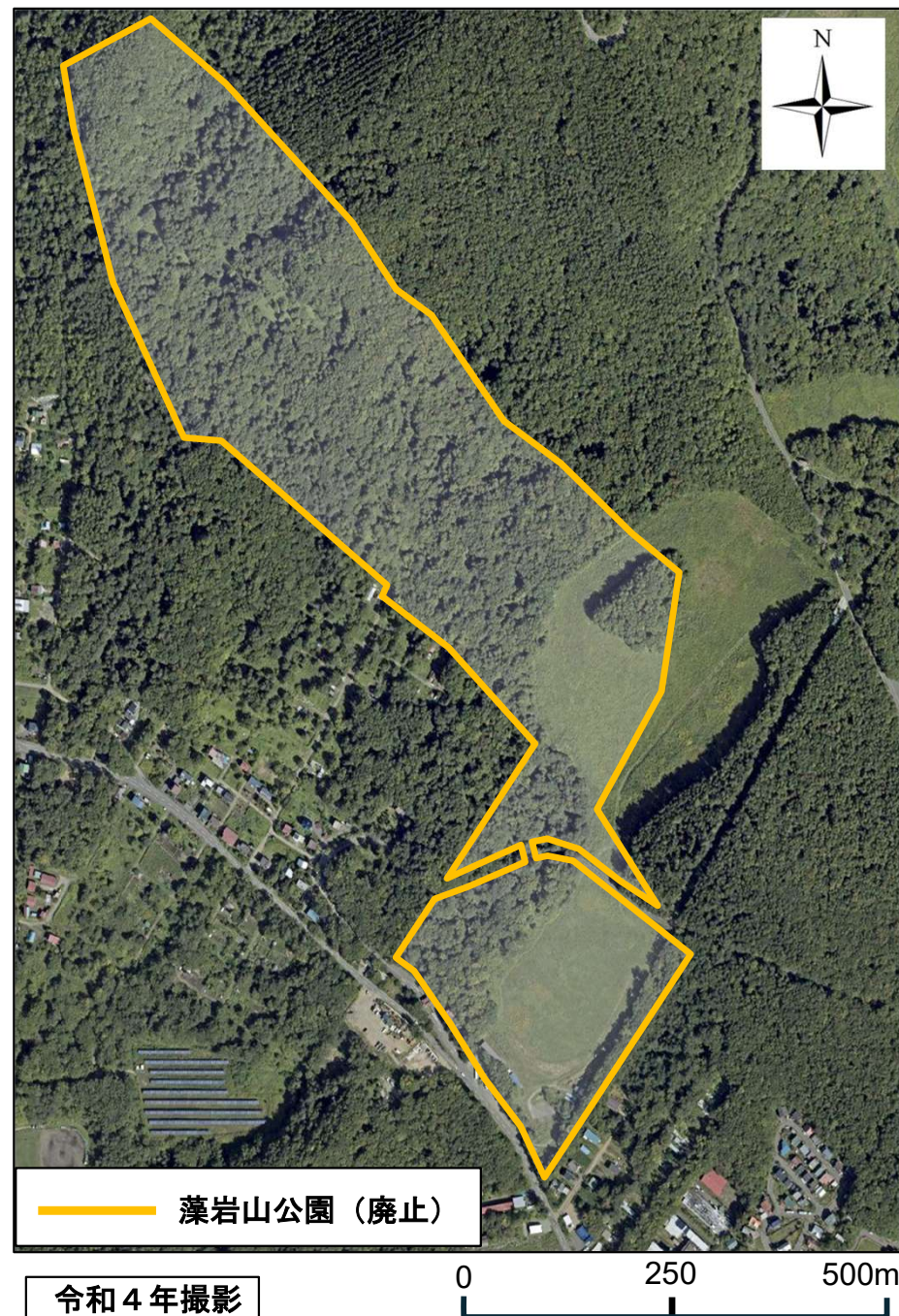
- 1 藻岩山公園の概要
- 2 長期未着手公園の見直しの検証
- 3 都市計画変更の内容**
- 4 法縦覧の結果
- 5 今後の予定

3 都市計画変更の内容

- | | |
|----------|---------------|
| ■公園名 | 5・5・10号 藻岩山公園 |
| ■種別 | 総合公園 |
| ■位置 | 札幌市南区北ノ沢 |
| ■計画面積 | 31.0ha |
| ■都市計画決定日 | 昭和59年3月22日 |



**藻岩山公園の
都市計画を廃止する**



説明内容

- 1 藻岩山公園の概要
- 2 長期未着手公園の見直しの検証
- 3 都市計画変更の内容
- 4 法縦覧の結果**
- 5 今後の予定

4 法縦覧の結果

○実施概要

[縦覧期間]

令和8年1月5日（月曜日）～1月19日（月曜日）

[縦覧場所]

札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課

[縦覧結果]

意見なし

説明内容

- 1 藻岩山公園の概要
- 2 長期未着手公園の見直しの検証
- 3 都市計画変更の内容
- 4 法縦覧の結果
- 5 **今後の予定**

5 今後の予定

- ▶ 令和8年2月3日 都市計画審議会（諮問） 【本日】
- ▶ 令和8年3月中旬 都市計画変更（廃止）告示 【予定】